

## 1) REACHの規制内容

規制の内容は？

### ●化学物質の規制

REACHでは、EU域内の化学物質自体だけでなく、域内の各種電気製品、衣類、雑貨などすべての製品、その部材に含まれている化学物質に、規制が適用されます。【登録と届出】

### ●化学物質の用途・取扱いに関する規制

さらにREACHでは、人の健康と環境の保護(安全)を図るために、化学物質とこれを使用した製品の欧州での用途・取扱い(製造、加工、組立て、移し替え、一般消費者の取扱い等を含む)のほとんどすべての面において、その規制が適用されます。【認可と制限】

## 2) REACHへの対応

何をすればよいのか？

### ①登録(物質の登録)

ほとんどすべての物質について、あるいは自らその物質を輸出していなくても、ユーザーなどが輸出する製品に使われていれば、製造業者または輸入業者ごと、物質ごとに登録が必要です。登録においては、物質の安全性評価に関するデータ、およびその安全性報告書が必要です。

詳しくは日化協WEBサイトREACH> [登録](#) ページへ

### ②予備登録(段階的導入物質)

これまで既存化学物質とされていた化学物質(EINECS<sup>\*1</sup>/NLP<sup>\*2</sup>)については、予備登録を申し出れば本登録期限が猶予されます。猶予期間は物質の量と危険有害性の程度に応じて異なり、3通りあります。予備登録は、2008年6月1日から2008年12月1日までに実施する必要があります。

\*1 EINECS: 欧州既存商業化学物質インベントリ

\*2 NLP: もやほポリマーとはみなされない物質(オリゴマー)リスト

詳しくは日化協WEBサイトREACH> [予備登録](#) ページへ

### ③製品<sup>\*3</sup>中の物質の届出

製品<sup>\*3</sup>に含まれる物質が、極めて懸念の高い物質(SVHC<sup>\*4</sup>)である場合で、0.1%以上含有しているときには、原則、届出が必要です。予想される使用条件で人または環境の曝露がない場合には届出は不要です。その場合には、書面により川下ユーザーへの情報提供が必要です。

\*3 ここでは、いわゆる物品(article)

\*4 2009年頃EU当局により指定される可能性のある物質

詳しくは日化協WEBサイトREACH> [物品中の物質登録・届出](#) ページへ

### ④川上への情報提供とEU当局への安全性報告書の提出

川下ユーザーは、川上の供給者等が登録時に安全性報告書を作成する際に必要な、その物質の用途・取扱い方法(use)の情報を、川上の供給者等に対して提供する必要があります。川上の供給者等の提出書類がその用途・取扱い方法(use)を包含しなければ、自らが用途・取扱い方法等に基づく安全性報告書をEU当局へ提出することが必要となります。

詳しくは日化協WEBサイトREACH> [川上への情報提供](#) ページへ

### ⑤川下・消費者への情報提供

(1) 危険有害性<sup>\*5</sup>のあるもの等は、安全性データシート(SDS)を川下ユーザーへ提供する義務があり、一定量以上のものはSDSに暴露に関する情報を追加しなければなりません。

(2) また、物品中の含有成分については、消費者から要求があれば、SVHCについてその情報を提供しなければなりません。

\*5 危険有害性: 指令67/548/EECに定められた基準に基づく。

詳しくは日化協WEBサイトREACH> [川下への情報提供](#) ページへ

### ⑥認可の申請

SVHCのうち、EU当局が認可対象として指定公表(付属書XIV)するものは、所定の期間を過ぎると原則、用途・取扱いが禁止となります。しかし、取扱い方法について、適切な曝露防止策を講じることによって、問題のないレベルまでリスクを減らすことができれば、認可の申請を行うことによって、期間限定でその取扱いが認められます。

認可申請は、取扱い数量に関わらず必要となりますので、EU当局の指定公表情報について確認が必要です。

詳しくは日化協WEBサイトREACH> [認可申請](#) ページへ

### ⑦制限(付属書XVII関連)

一部の物質の特定の用途・取扱い、またはすべての用途・取扱いについてEU当局がこれを制限する場合があります。制限される物質のリストを確認し、事前に対策を講じることが重要です。

詳しくは日化協WEBサイトREACH> [制限への対応](#) ページへ

## 日化協WEBサイトREACHページ

<http://www.nikkakyo.org/reach>



(社)日本化学工業協会  
REACHタスクフォース



レスポシブル・ケア®



## 欧州の新しい化学物質規制

# REACH 対応マニュアル

## チェックフローシート

### 規制による ビジネスへの影響

REACHにより規制を受ける化学物質を含んでいる場合、あらゆる種類の製品とその部材、原材料に関して、規制が適用されます。御社の製品が直接EUに輸出されていない場合でも、御社のビジネスへなんらかの影響がある可能性があります。



レスポシブル・ケア®

このパンフレットは、関係事業者の方々にREACHの概要をご理解いただき、各事業者の方が何らかの対応をすることが必要となった場合の情報を提供することを目的としています。

© 2008年1月 初版

# REACHとは

人の健康や環境の保護を目的として  
2007年6月1日にEUで施行された  
化学物質と化学物質の用途・取扱いに  
関する新たな規制です

REACHに定められた法対応が正しく行われない場合、製品を  
欧州に輸出できなくなり、ビジネスに影響する場合があります。  
既に輸出実績がある場合でも、REACHに基づいて、登録、  
届出、および適切な情報提供等が必要になることがあります。

**チェックフローシートで  
ご確認ください!!**

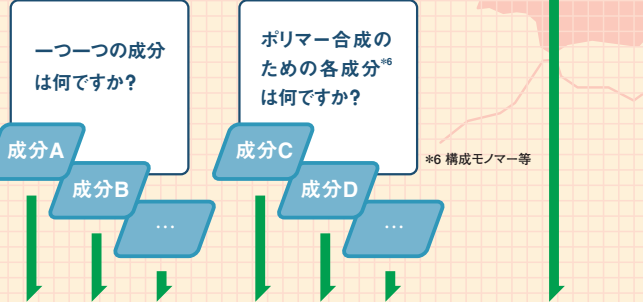
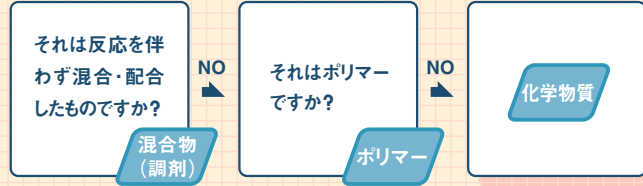
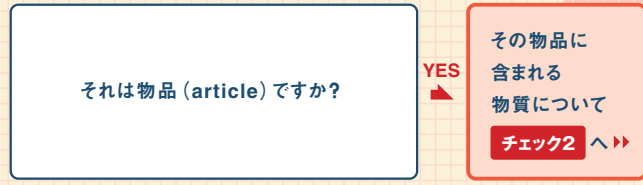
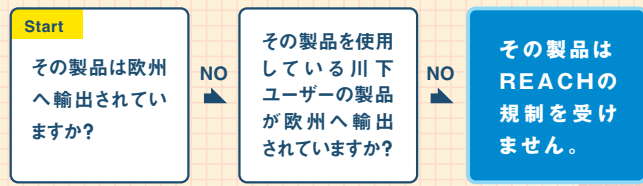


# REACH 規制対象物質 チェックフローシート

**対象**

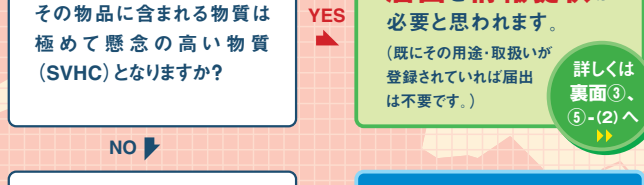
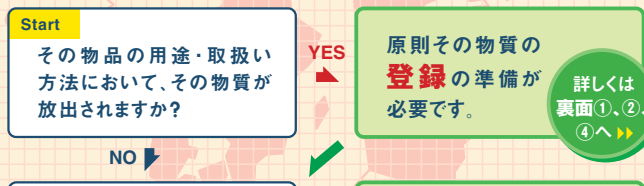
- 欧州に化学物質あるいは化学物質を含む製品を輸出されている方
- 欧州に輸出されている製品の部品・部材・化学物質を国内向けに供給されている方

## チェック1 御社の製品 (物質、混合物、ポリマー、および物品)



原則その物質の**登録**の準備と**情報提供**が必要です。  
詳しくは裏面①、②、④、⑤-(1)へ ▶▶

## チェック2 物品 (Article) 中の物質



**制限リストを  
チェック  
してください。**

その用途・取扱いの製品で、欧州に輸出できません。

## チェック3 認可リストに載る物質

**Start** 原則その物質の、その用途・取扱いに関して、**認可申請**が必要です。  
詳しくは裏面⑥へ ▶▶

## チェック4 制限リストに載っている、あるいは載る物質

**Start** その物質の、欧州でのその使用が**制限**されます。  
詳しくは裏面⑦へ ▶▶